



支えあい、こころつながるまち

第2次さむかわ自殺対策計画(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

概要版

(意見募集期間)

令和6年12月7日(土) ～ 令和7年1月6日(月)まで

『支えあい、こころつながるまち 第2次さむかわ自殺対策計画(案)』

に対するみなさんのご意見をお待ちしています

町では、令和2年3月に「支えあい、こころつながるまちさむかわ自殺対策計画」(令和2年度～令和6年度)を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、さまざまな事業に取り組んでまいりました。この度、計画期間が終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「支えあい、こころつながるまち第2次さむかわ自殺対策計画」を策定します。

《 いのち支える自殺対策における取組 》

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。

また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ることに加え、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感、または、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺という危機的状況に追い込まれてしまうことが指摘されています。そのため、本計画では次の基本理念、基本方針のもと、取組を実施します。

基本理念

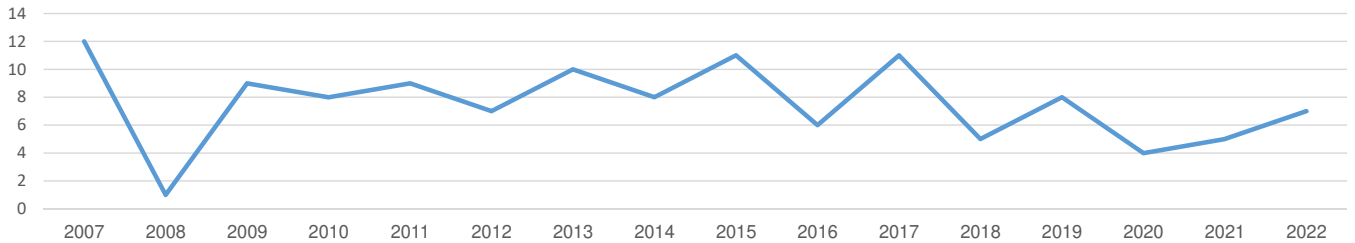
自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、
「誰も自殺に追い込まれることのない寒川町」の実現を目指します。

基本方針

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、「生きることの包括的な支援」として実施していきます。

寒川町の自殺の実態

寒川町自殺者数の年次推移 (人)



年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人数	12	1	9	8	9	7	10	8	11	6	11	5	8	4	5	7

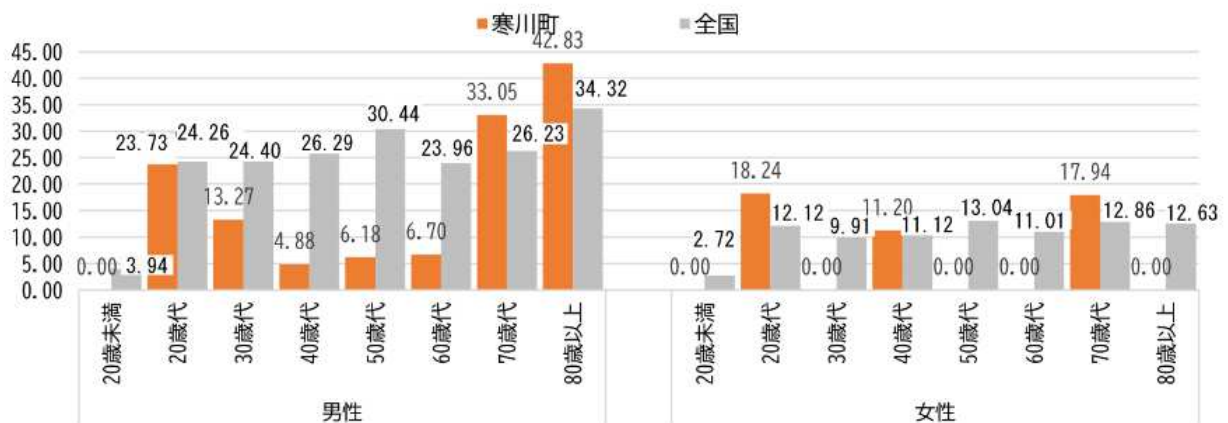
(出典：人口動態統計)

＜寒川町の自殺の特徴＞

寒川町における自殺者数は人数としては少ないため、自殺者数1人の増減で、傾向が大きく変わることもあり、町の自殺者の傾向を読みとることは難しい状況にあります。ただし、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）については、全国と比較して、男性は、80歳以上、70歳代、女性は、20歳代、70歳代で全国よりも高くなっています。

＜全国の自殺死亡率との比較(2018～2022年合計)＞

性・年代別の自殺死亡率（人口10万対）



(出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」)

いのち支える自殺対策における取組

本町の自殺者における女性の割合は20.5%(2013～2017年) から30.4%(2018～2022年)へ増加しています。そのため、「女性の自殺対策の推進」を第2次さむかわ自殺対策計画の基本施策として新たに取り上げて、取り組んでいきます。

また、男性は80歳以上、70歳代、女性は70歳代で全国よりも自殺死亡率が高くなっていることから、この年代に重点を置いた取組を行う必要があります。

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
(主な取組) 寒川町自殺対策計画推進協議会の開催など
- 2 自殺対策を支える人材の育成
(主な取組) ゲートキーパー養成研修
- 3 町民への啓発と周知
(主な取組) 図書館における特設展示、各種相談窓口の周知など
- 4 生きることの促進要因への支援
(主な取組) 生涯学習振興事業、就業・就労支援事業など
- 5 子ども・若者及び保護者への自殺対策の更なる強化
(主な取組) 教育相談、若年層対策事業など
- 6 女性の自殺対策の推進
(主な取組) 子育て支援相談事業など

重点施策

- 1 高齢者に対する支援
(主な取組) 介護予防事業、地域包括支援センターの運営など
- 2 高齢者の地域支援体制の強化
(主な取組) ゲートキーパー養成研修

資料全編の閲覧方法

「支えあい、こころつながるまち 第2次さむかわ自殺対策計画（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内で『さむかわ自殺対策計画』と検索

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。 ▶二次元コードはこちら

町役場本庁舎2階町民相談室、寒川町民センター、同センター分室、
北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合図書館、
シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

- ①郵 送：〒253-0196 寒川町宮山165番地
- ②FAX：0467-74-2833
- ③メール：soudan@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④電子申請は、右の二次元コードから
- ⑤担当課へ持参



受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～午後5時15分まで

(宛先)：寒川町 町民部 町民窓口課 相談・人権担当

- ⑥資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接
(記入事項)

閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に、ご意見、住所、氏名（団体等の場合は所在地）をご記入の上、上記①～⑥の方法で提出してください。

(募集期間)令和6年12月7日（土）～令和7年1月6日（月）

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「支えあい、こころつながるまち 第2次さむかわ自殺対策計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町町民部 町民窓口課 相談・人権担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111

FAX 0467-74-2833

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ